

『文研レター』 第186号、1981年2月

「大学入試制度とわが諸問題(続)」

大学入試制度をめぐる諸問題(続)

共通第一次試験と学力検査科目

名古屋大学助教授 佐々木 享

大学入試制度

大学入学者選抜の基本原則

- (一) 能力・適性の原則
- (二) 公正・妥当の原則
(以上十二月号)
- (三) 高校教育尊重の原則

大学側のついでに入学試験の期日を定めることは高校三年の二学期、三学期の授業に重大な影響を与えるから困るとか、学力検査の内容がどの高校の教科書にも出ていないとまかな知識を問うものであっては困るとか、〇×方式や選択肢から解答を選ぶ方式は学習をパターン化してしまうから困る、というような主張は、いずれも、大学入試によって高校教育をゆがめることがあってはならないという高校教育尊重の原則によつて正当化される。

高校教育尊重の原則は、右の例のような問題に限って言えば、わかりやすく、説得力がある。しかし、こ

の原則にかかわる問題は、上に例示したものよりははるかに多様で複雑である。

この原則は、戦後日本の学校体系が小・中・高と、高専を除くと基本的にいわゆる単線型となっており、大学入学資格はその高校卒を基本的な要件としていることから説明される。しかし同時に、大学入学資格が高卒とされているがゆえに、換言すれば学校体系の基本にかかわっているがゆえに、大学入試における高校教育尊重の原則は、能力・適性の原則、公正妥当の原則よりはるかに複雑な問題をふくんでいる。問題を単純化して言えば、この原則は、高校教育の側からみれば当然の要請であるが、高校教育の側からみた要請それ自体が多様であるのになし、大学側からみると高校教育尊重の原則には必ずしも当然の要請とは考えられない内容がふくまれており、両者の要請の間に一定の矛盾や対立が存在しているからである。この矛盾・対立が本来的なものかどうかについては議論の余地があるが、ここでは現行の学校体系にそくして問題を解

きほぐし、大学入試における高校教育尊重の原則の内容の多様さ、困難さこの原則を貫くことの重要性を吟味することにしてしよう。

・学校体系と高校教育尊重の原則

戦後日本の学校体系をわら厳密にみると、小学校から高等学校までは国民教育としての一貫した学校体系であつて、しかも、しばしば中・高は「下から」構築されている学校であるといわれるように、いわゆる完成教育として構築されており、したがって希望する誰もが入学することをむしろ建前としている。新制高校発足当時、高校入試は高校が不足するために起る、やむを得ない害悪」だと言った文部省当局者のことは、この間の事情をよくしめしている。(のちに文部省はこの方針を修正してきたが、この修正にかかわらず、初期の理想は、今日ではむしろ以前より強固に広範な国民に支持されている。これにたいして大学は、「學術の中心として、広く知識を授けることも、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道德的及び応用的

能力を展開させることを目的とする」(学校教育法第五十二条) 教育機関として位置づけられており、この目的からして希望するすべての者を進学させることを建前とはしてはならないと考えられる。大学がこのような目的、性格をもつにもかかわらず、戦後日本の学校体系においては、大学入学資格は、高等学校を卒業すること(の)を要件としている。つまり、建前上、高校にふくまれている多様な課程、学科をすべて等しく扱っており、入学資格を大学進学のための特定の学校や学科の卒業に限定してはいない。換言すれば、戦前の学校体系とは異なって、大学進学のための予備課程たる学校が設けられてはいない。こうした事情が、高校教育尊重の原則をめぐる実際上の問題を複雑にしている。

高校教育尊重の原則をめぐる問題は、今日の大部分の大学・学部で合否を左右する最も大きな要素となっている学力検査の、検査実施科目のあり方に鋭く現れている。この点につき、文部省の通達()⁽¹⁾では、共通一次学力試験の実施を決めた最初の通達——文大第二四七号昭和五年六月三〇日 昭和五年度以降における大学入学者選抜実施要項について——から引用する。とくに断らない限り以下同じ)は、学力検査に関する記述の冒頭に「学力検査は、高等学校学習指導要領に準拠し、高等学校の正常な発展の障害とならぬよう十分留意して実施するものとする」と述べている。ここでは、高校教育を尊重することが高校学習指導要領に準拠することと事実上等置かれている。これは、文部省としてみれば、高校の教育課程は文部大臣が公示する学習指導要領によるとされている(学校教育法施行規則第五十七条の二)ことから正当化されているのであるが、実際にも、高校の教育課程は学習指導要

領に従って編成されているし、高校の検定教科書もまた学習指導要領に準拠して編集されている事実によって正当化される。通達は、以下七項目にわたって詳細な注意事項を列挙している。そこには、「出題に当たっては、一教科内の二つ以上の科目にわたる知識を必要とする問題は避けなければならない」という注意もあり、学力検査は科目ごとに実施すべきものとされている。大学教育の側からみれば、個々の科目についての知識・理解よりも、全体としての理解力をたしかめたいという希望もあり得るが、ここでも、高校の教育は科目ごとに実施され、しかも多くの科目が学校や学科あるいは生徒の選択にまかされているという現実を尊重することが求められている。また、科目の種類、内容、水準は学習指導要領の改訂によって変わる。教育課程の移行完了の年度が全日制と定時制とは一年ずれているので、移行期には、新旧両教育課程で出題する必要があることについては前述した。

・学力試験の教科・科目

大学はどんな教科・科目から出題してもよいのではない。通達は、学力検査に関する事項のなかで、「(4) 学力検査は、国語、社会、数学、理科、外国語の五教科について実施することを原則とするが、大学・学部独自の目的、特色、専門分野等によっては、一部の教科を除き、又は他の教科を加えて実施することができる」としている。この五教科のうち国語、社会、数学、理科の四教科は、課程、学科の如何にかかわらずすべての高校で必修とされているから、これ自体に問題はなない。(必修教科には、このほかに保健体育、芸術がある——このほか女子のみ必修とされている家庭一般もある——が、高校側からこれらについても出題すべきだという要請が出されたことはないように思う。)

しかし外国語は高校では必修ではない。必修でない外国語の出題が認められているのは、主として大学側の要請に基づいていると考えられる。他方、現実には外国語を全く履修させない高校は存在しないといわれているので、学力試験に外国語を加えることが高校教育に障害を来すという意見はこれまでのところ知られていない。これに対し、「一部の教科を欠き、又は他の教科を加える」ことは、明らかに高校教育に一定の影響を及ぼす。この点を考慮して、一九七〇年度入試についての通達(一九六九年六月十一日付)までは、「一部の教科を除く場合は、高等学校の教育課程の一方に片寄らないよう、また他の教科を加える場合は、入学志願者の負担が過重とならないようにしようぶん留意するものとする」というただし書きが付けされていた。最近になってこのただし書きが省かれるようになった理由は、いまのところ明らかでない。現実には、大部分の私立大学・学部が三教科場合によっては二教科から出題しており、これは、高校教育に私学進学コースをつくらせることにならぬなど、重大な影響をもたらしている。高校教育尊重の原則からいえば五教科にわたることが望ましいと思われるので、もし私学が、たんに入試の手間をいくぶんでも省くために教科数をしぼっているのだとすると、入試のあり方としては問題となる。

学力検査の科目構成には問題が多い。通達は次のように述べている。

(6) 各教科における学力検査実施科目等は、次により大学が定める。

国語 国語は、現代国語、古典甲のうちから一

科目又は二科目を出題する。ただし、大学・学部の目的、特色、専門分野等によつては、

二科目を出題する場合、古典I甲に代えて古典I乙を出題することができる。

社会 社会は、倫理・社会、政治・経済、日本史、世界史、地理A及び地理Bのうちから三科目以上出題し、一科目を選択解答させる。ただし、大学・学部目的、特色、専門分野等によっては、二科目を選択解答させ、又は特定の一科目ないし二科目を出題することができる。

数学 数学は、数学I又は数学IIを出題する。ただし、大学・学部目的、特色、専門分野等によっては、数学Iを出題する場合、これに数学II B及び数学IIIを加えることができる。なお、数学IIIを出題しない場合は、数学II Aを加えて数学II Bを選択解答させることが望ましい。

理科 理科は、基礎理科を出題するか、又は物理I、化学I、生物I、地学Iのうちから三科目以上を出題し、一科目を選択解答させる。ただし、大学・学部目的、特色、専門分野等によっては、前記の科目中基礎理科を除き、二科目を選択解答させ、若しくは特定の一科目ないし二科目を出題し、又は同種のI、IIの科目を合わせて一ないし二を選択解答させ、若しくは特定の一ないし二を出題することができる。

外国語 外国語は、英語A又は英語Bを出題するか、又は英語、ドイツ語、フランス語その他の外国語を出題し、一科目を選択解答させる。

右の記述をみると、外国語以外の各教科の冒頭部分

の記述に共通していることは、要するに高校において必修とされている科目(群)から出題する、ということである。ところが、大部分の大学(とくに国公立大学)は、冒頭の記述の部分ではなく、「ただし」以下の記述の部分、つまり高校教育課程の構成からいえば選択科目の部分に及ぶ範囲から出題されており、とくに理工系の学部では受験科目を指定する場合が少なくなかった。他方、数学I一般や基礎理科を出題する大学・学部はほとんどなかった。共通一次試験が実施されるようになってからは多少事情が変わり、共通一次試験が必修の部分から出題されるのに対し、各大学・学部の実施する二次試験では選択科目の部分から出題するという方式をとるようになった。

選択科目の部分から出題するということになる。問題は複雑になる。選択制という性格からして、高校でこれらを履修していない生徒もいるからである。普通学科の場合には、出題範囲として認められている右の選択科目は大抵の場合は履修しているから問題は少ない。しかし、全高校生の約四割が在籍している職業学科の生徒の場合には、選択教科としては職業に関する教科を学んでおり、右の普通教育に関する選択科目についてはほんの一部しか履修していないのが普通であるから問題が深刻になる。職業学科の卒業生が、履修しなかった(正確に言えば履修できなかった)科目を出題する大学・学部を受験する場合には、ひじょうに不利な立場に追い込まれることになるからである。外国語に関してもさうである。英語Aを出題する大学・学部はほとんどないが、他方、商業科以外の大部分の職業学科では英語Aが履修されている。

・職業科卒業者の大学受験

現実には、職業学科からの進学者の数は、無視できる

ほど少ないとはいえない。一九七九年についてみれば、いわゆる現役で高校から大学・短大に進学した者は四四・二万人で、このうち普通科以外の学科(いままでもなくその大部分は職業学科)から進学した者は五・三万人で現役進学者の二二%に達している(前年は一三%であった)。これだけの者が、いわば彼らにとつて不利な入試をくぐり抜けて進学したのである。したがって、彼らに有利でなくても、せめて対等な立場で受験できたら、これらの数はもっと大きくなったかもしれないのである。

こうして、今日の大学入試の学力検査科目のあり方は、同じ高卒という資格をもつ一部の者に不利に構成されているという意味で公正・妥当の原則からは許されていない疑いがあるが、同時にこれは、年々四割弱の生徒が学んでいる学科の存在を事実上無視しているという意味で、高校教育尊重の原則から著しくはずれている疑いがあるといわなくてはならない。

文部省の通達は、こうした事態への対策の一つとして、社会、数学、理科の一部に、前記科目に代えて職業に関する科目を加え、選択解答させることが望ましいとして、とくに、「職業に関する科目の出題に当たっては、専門教育を主とする学科の卒業生が普通教育を主とする学科の卒業生に比べて不利にならないよう、特に考慮する」ことを求めている。こうして通達の文面だけをみると、学力検査科目のうち選択科目が普通科目に偏していることを補う措置は予定されているのだが、現実には大部分の大学・学部はこのようないわゆる代替科目を出題していないので、公正さが損なわれ高校教育が十分尊重されていないという前述の事情が変わりはなし。

・高校教育と大学入試

念のために加えると、高等学校は、「中学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて、高等普通教育及び専門教育を施すこと」を目的としている(学校教育法第四十一条)。法律の文言は、普通科をふくめてすべての高校が、普通教育と専門教育を併せ持つことを求めている(内藤登三郎「学校教育法解説」一九四七)。普通科と専門科を併せ持つ受験校の普通科の多くが、職業教育に関する科目を徹底して軽視してしまっているが、これは、選択科目を事実上普通科に限り、しかも職業科目の存在を無視している大学入試によっても助長されているとみなすのはならぬ。

普通科に職業科目が課せられたことは、たんに法律(したがって学校制度)の趣旨に反するだけでなく、高校生をいよめる受験勉強一辺倒に迫り、将来の職業生活に目を開かせないという状況を導き出しているといえる。この点については、高校教育尊重の原則を真に尊重し具体化するならば、今日このほか重要なものとして思われる。

共通第一次試験と学力検査科目

共通第一次試験(法令上は「共通第一次学力試験」)についてはその制度そのものにも検討すべき点が多いが、紙幅が少なくなってしまったので、前項に続いて、その学力検査の科目をめぐる問題についてのみ検討する。

現行の共通第一次試験の学力検査科目は、外国語以外は、すべて高校で必修とされている教科・科目の範囲内で出題されている。したがってこの結果だけみれば、高校教育尊重の原則に照りして問題はなからう。

しかし、すでに述べたように、途中経過では、二三の問題があった。共通第一次試験の実施以前には、「数学一般」と「基礎理科」を学力検査科目に加えていた国公立大学はほとんどなかったから、この二科目は共通第一次試験の学力検査科目から除外される可能性があった。外国語についても、国大協は、当初の段階では英語については「英語A」を除外するものだった(ただし「英語A」を課している職業学科は多い)のだから、結局、「英語A」を履修した者に限ってこの科目で受験できることになった。

高校学習指導要領の改訂に伴う共通第一次試験の学力検査科目の改訂には問題の生ずる可能性がある。改訂学習指導要領では、共通必修のうち学力検査科目となりうるものは「国語I」(4単位)、「現代社会」(4)、「数学I」(4)、「理科I」(4)の四科目(六単位)だけしかあげられてはすべて第二学年で学んでしまうのである。教育課程改訂後の共通第一次試験には、必修科目のほかに、選択科目のなかの科目がふくまれることとなるであろうからである。

高校の教育課程の教科・科目は、共通必修のものと選択のものからなっている。共通必修の教科科目は普通教育に関するもののみであるが、選択制の教科科目には普通教育に関するものと職業教育に関するものがある。選択制の教科目のなかから何を選ぶか(履修するか)は、実質的には学校・学科で決まってしまう(生徒の選びうる範囲は極めて限られたものでしかない)。したがって、前述の高校教育尊重の原則、公正・受益の原則の観点に照らすならば、選択制の教科目のなかから学力検査科目を選ぶ場合には、そのなかには職業教育に関する科目もふくめざるべきであろうこととなる。

実際、そのうち主張はななくない、商業高校長

協会等ではこの実現のために関係方面で働きかけているといわれる。

もし来るべき共通第一次学力試験の検査科目が、「高等学校の段階における一般的かつ基礎的な学習の達成の程度を判定すること」を目的とする(前掲通達)ことを理由として選択科目をふくめてすべて普通科のみで構成される——換言すれば職業科目を除外する——とすれば、現実には職業科生の一部は事実上受験前に極めて不利な差をつけられることとなるから、高校における共通必修科目とは何か、大学入試における高校教育尊重の原則とは何なのかが改めて問われることになるであろう。

さらに、一般にはほとんど注目されていないが、共通第一次試験の導入に伴う第二次試験の学力検査科目にも問題のあることを指摘しておく。「第二次の学力検査は、主として、入学志願者が、当該大学・学部」の目的、特色、専門分野等の特性にふさわしい能力・適性等を有するか否かを判定することを目的(前掲通達)として——換言すれば主として「前掲の能力・適性の原則の観点で実施されている。しかし、このことをもって高校教育尊重の原則を無視することが許されることは解されない。実際、文部省は前掲通達において、第二次の学力検査では「高等学校の専門教育を主とする学科の卒業生のため、職業に関する基礎的、基本的科目を出題し、選択解答できるよう特に配慮することが望ましい」と述べている。

本稿では、大学入試の制度上の問題に限って若干の問題を検討した。大学入試の実際上の問題、いわゆる大学入試改善問題については、別に機会を得て検討したい。